

「経済危機対策」主な施策のポイント<目次>

I. 緊急的な対策 —「底割れ」の回避—

1. 雇用対策 (P2~8)

- ・雇用調整助成金の拡充等
- ・再就職支援・能力開発対策
- ・雇用創出対策
- ・派遣切りの防止など派遣労働者保護の強化等
- ・外国人労働者への支援
- ・住宅・生活支援等

2. 金融対策 (P9~15)

- ・円滑な金融仲介機能の発揮促進、株式市場への対応等
- ・中小企業の資金繰り対策
- ・企業の資金繰り対策
- ・日本企業の海外事業に係る資金繰り対策
- ・住宅・土地金融の円滑化
- ・大規模都市再生プロジェクトや地方の優良都市開発事業等の支援

3. 事業の前倒し執行 (P16)

III. 「安心と活力」の実現 —政策総動員—

1. 地域活性化等 (P73~78)

- ・開かずの踏切等の解消
- ・地方の優良なまちづくりに対する支援
- ・高度な環境対策を行う建築物等に対する容積率の緩和
- ・定住自立圏等民間投資促進交付金の創設

II. 成長戦略—未来への投資—

1. 低炭素革命 (P17~29)

- ・スクール・ニューティール構想
- ・太陽光発電の新たな買取制度について
- ・建築物のゼロエミッション化の加速的展開
- ・環境対応車の普及促進
- ・エコポイントの活用によるグリーン家電の普及促進
- ・住宅・建築物の省エネ化・長寿命化等の促進
- ・低炭素技術・社会システムによる低炭素社会実現プロジェクト
- ・先進的開発拠点等整備
- ・低炭素交通革命
- ・レアメタルのリサイクル／アジアでの資源循環システムの構築
- ・水ビジネスの展開

2. 健康長寿・子育て (P30~43)

- ・地域医療再生基金の事業例
- ・地域医療の期待に応える大学病院の機能強化
- ・革新的な医薬品や医療機器の開発支援
- ・健康長寿社会の実現に資する研究開発の推進
- ・新型インフルエンザワクチン開発・生産体制の抜本強化
- ・地域総合健康サービス事業創出プロジェクト
- ・介護職員の待遇改善・介護拠点整備
- ・子育て支援
- ・女性特有のがん対策
- ・学生の経済的支援や就職支援の充実等

3. 底力発揮・21世紀型インフラ整備 (P44~72)

- ・農林漁業の底力の発揮
- ・先端分野の国際競争力強化と世界最高水準の研究環境整備
- ・成長力強化のための高度人材の活用
- ・若手研究・研究支援人材雇用・育成プロジェクト
- ・大学等における教育研究基盤の強化
- ・次世代太陽電池等の最先端の環境技術の研究開発の加速及び情報発信機能の強化等
- ・イノベーション実用化助成事業
- ・先端イノベーション拠点整備(特定研究開発型)
- ・地域産学官共同研究拠点の整備
- ・小中高校における理数教育の抜本強化、教育環境の整備
- ・留学生の受け入れ促進、大学生・大学院生等の海外への留学支援
- ・国土ミッショングリンクの結合
- ・スーパー中枢港湾の機能強化
- ・大型船舶に対応した産業港湾インフラの刷新
- ・整備新幹線の現状
- ・地上デジタル放送への完全移行に向けた対策強化
- ・地域における情報通信インフラの整備
- ・国民本位の新しい電子政府・自治体の推進(国民電子私書箱構想)
- ・「グリーンIT」で世界を牽引
- ・デジタル新産業の創出のための技術開発等の加速化
- ・中小企業エンパワーメント事業
- ・ICTを活用した安心・安全な街づくり(ユビキタスタウン構想)
- ・ソフトパワー分野の重点プロジェクト
- ・地域の情報発信力の強化
- ・文化芸術の振興
- ・国民に夢と希望を与えるスポーツの環境整備
- ・日本ブランドの発信強化による需要拡大と受入態勢の整備
- ・魅力ある観光地づくりの推進

2. 安全・安心確保等 (P79~93)

- ・年金記録問題解決の体制整備
- ・障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業の更なる拡充について
- ・高齢者医療の安定的な運営の確保等について
- ・財政状況が厳しい厚生年金基金等に対する支援措置
- ・消費者庁の創設後の消費者行政のイメージ
- ・社会资本ストックの耐震化・予防保全対策
- ・ゲリラ豪雨、洪水・高潮等防災・災害対策等
- ・公共交通機関、建築物等の一体的・総合的なバリアフリー化
- ・消防防災体制の整備
- ・治安体制の整備による安全・安心の確保
- ・次世代安全運転支援システム
- ・子ども・女性の安全確保

3. 地方公共団体への配慮 (P94)

4. 税制改正 (P95~98)

- ・中小法人に係る交際費課税の見直し(案)
- ・試験研究費の総額に係る税額控除制度等の時限的拡充(案)
- ・平成21・22年度に控除しきれなかった金額の活用期間の延長

I. 緊急的な対策

1. 雇用対策

現状

- 昨年来、厳しい経済雇用情勢に対応するため、累次の経済対策の中で、雇用対策を実施に移してきたところ。
- しかしながら、引き続き、雇用情勢が悪化を続ける中(※)で、非正規労働者等に対する新たなセーフティネットの構築、雇用の維持、雇用機会の創出など、緊急雇用対策の拡充・強化を行う必要がある。

※ 平成20年2月(失業率3.9% 有効求人倍率0.95倍)→平成21年2月(失業率4.4% 有効求人倍率 0.59倍)

施策の概要

- (1) **雇用調整助成金の拡充等**
 - 解雇を行わない場合の助成率の上乗せ、残業を大幅に削減して解雇等を行わない場合の助成対象への追加 等
- (2) **再就職支援・能力開発対策**
 - 「緊急人材育成・就職支援基金(仮称)」による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援
 - 雇用保険を受給していない離職者への職業訓練の拡充、訓練期間中の生活保障のための「訓練・生活支援給付(仮称)」の実施 等
 - 職業能力開発支援の拡充・強化
 - 職業能力形成機会に恵まれない労働者への職業訓練に対する支援の拡充 等
 - 障害者の雇用対策…障害者を対象とした雇用調整助成金の助成率の引上げ 等
 - ハローワーク機能の拡大的強化等…ハローワークの人員・組織体制の拡大的充実・強化 等
- (3) **雇用創出対策**
 - 更なる雇用創出等を図るため、緊急雇用創出事業(基金)の積み増し等
- (4) **派遣労働者保護対策、内定取消し対策、外国人労働者支援等**
 - 派遣切りの防止など派遣労働者保護の強化等
 - 派遣先による中途解除に伴う損害の賠償の確保、派遣元による労働基準法の遵守・派遣先の確保 等
 - 内定取消し対策等…企業名公表、就職面接会の開催 等
 - 外国人労働者への支援…通訳・相談員の増配置など機動的な相談・支援機能の強化 等
- (5) **住宅・生活支援等**
 - 雇用と住居を失った者に対して、住居の確保の支援、継続的な生活相談・支援と併せた生活費の貸付け等

施策の効果

雇用維持等の雇用対策では、平成23年度までの3年間において、約390万人分の対策の効果を見込んでいる。

I. 1-1

雇用調整助成金の拡充等

現状

- 昨年来、厳しい経済雇用情勢に対応するため、雇用調整助成金については、支給要件の緩和や助成率の引上げ等の見直しを行ってきたところであるが、雇用情勢の急速な悪化を受け、雇用調整助成金の利用が急増しつつある。

※ 雇用調整助成金の支給に関する休業届出の提出状況

平成20年2月 (提出事業所数:64 対象者数:1,543) → 平成21年2月(提出事業所数:30,621 対象者数:1,865,792)

施策の概要

深刻の度を増す雇用失業情勢の下での緊急対応措置として、現在の雇用調整助成金の枠組を拡充する。

(1) 労働者の解雇等を行わない場合に、助成率を上乗せ。

[通常の助成率] [上乗せ後]

雇用調整助成金	2/3	→	3/4
中小企業緊急雇用安定助成金	4/5	→	9/10

(2) 残業を大幅に削減し、労働者の解雇等を行わない場合に、非正規労働者1人当たり一定額を助成。

(支給額の例) [有期契約労働者] [派遣労働者]

中小企業事業主	年30万円	年45万円
中小企業事業主以外の事業主	年20万円	年30万円

(3) 大企業に対する教育訓練給付費の引上げ

1,200円 → 4,000円

(4) 1年間の支給限度日数(200日)の撤廃

等

再就職支援・能力開発対策

I. 1-2

現状

- 雇用情勢の急速な悪化に伴い、離職・失業した者で雇用保険を受給していない者(受給資格がない者、受給が終了した者、自営農業者等)も増えつつある。同時に、障害者の雇用情勢も厳しくなりつつある。
 - ※ 平成20年2月(失業率3.9% 有効求人倍率0.98倍)→平成21年2月(失業率4.4% 有効求人倍率 0.59倍)
 - ※ 景気悪化の影響により、障害者の解雇者数は昨年10月より5か月連続の前期比増

施策の概要

- (1)「緊急人材育成・就職支援基金(仮称)」による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援
 - 若者・母子家庭の母など、雇用保険を受給していない者を対象に職業訓練を抜本的に拡充し、訓練期間中の生活保障のための「訓練・生活支援給付(仮称)」を実施(月10~12万円の給付+貸付け(上限8万円))
 - 中小企業等の人材ニーズを踏まえ、新規成長・雇用吸収分野等において十分な技能・経験を有しない求職者への実習雇用・雇入れの支援等
- (2)職業能力開発支援の拡充・強化
 - 職業能力形成機会に恵まれない労働者への職業訓練に対する支援の拡充
 - 民間教育訓練機関等への委託訓練について実施規模の拡大、託児サービスの提供等
- (3)障害者の雇用対策
 - 障害者に関する雇用調整助成金の助成率の引上げ(大企業3/4、中小企業9/10)
 - 障害者が公的機関において一般雇用に向けた就労経験を積む「チャレンジ雇用」の拡大
 - ハローワークの障害者専門支援員の増員等
- (4)ハローワーク機能の抜本的強化等
 - ハローワークの人員・組織体制の抜本的充実・強化、短時間労働者均衡待遇推進等助成金・両立支援レベルアップ助成金の充実、ジョブカフェの拡充等

4

雇用創出対策

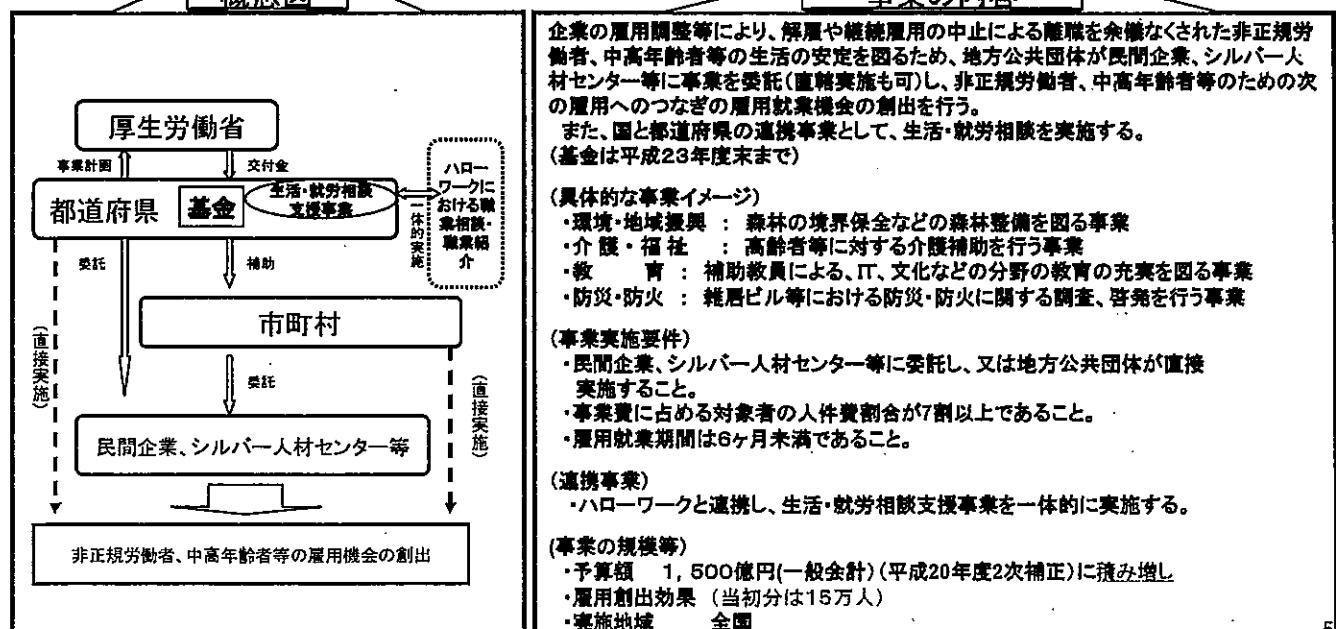
I. 1-3

平成20年度2次補正予算において、

- ①地方公共団体が、離職を余儀なくされた非正規労働者や中高年齢者等を対象に一時的な雇用・就業機会を創出し、
- ②国が実施する職業相談・職業紹介と地方公共団体が実施する求職者向けの総合的な就業・生活支援策を一体的に実施するため、都道府県に対する交付金により基金を創設したところであるが、一層の地域の雇用創出を図るため、基金を積み増しする。

概念図

事業の内容



派遣切りの防止など派遣労働者保護の強化等

I. 1-4

現状

○非正規労働者の期間満了、解雇による雇用調整は、昨年10月から本年6月までに実施済み又は実施予定として把握されたものは、全国で2,968事業所、192,061人（うち派遣労働者は125,339人（構成比：65.3%））となっており、うち、労働者派遣契約の中途解除によるものは57,424人となっている。

○このように、労働者派遣契約の中途解除の状況は深刻であり、労働者派遣法改正案の早期成立と合わせ、派遣労働者保護のための早急な対応が必要。

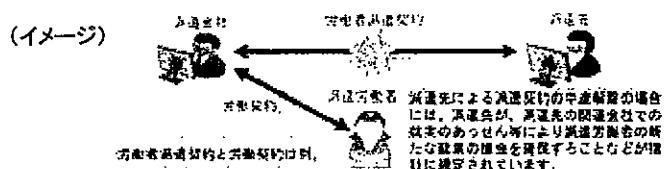
施策の概要

(1) 派遣先による中途解除に伴う損害の賠償の確保

派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることができないときには、少なくとも中途解除により派遣会社に生じた損害の賠償が必要である旨を指針に明記。

(2) 派遣元による労働基準法の遵守・派遣先の確保

派遣元に対して、違法解雇の防止、休業手当の支払の徹底等



(3) 製造業務派遣に対する重点監督の実施

(4) 派遣会社に関する資産、現金・預金等の許可要件の厳格化

適切な雇用管理を行えない派遣会社に対する規制を強化するため、労働者派遣事業の許可要件を厳格化。

資産要件：「1,000万円」→「2,000万円」

現金・預金要件：「800万円」→「1,500万円」等

6

外国人労働者への支援

I. 1-5

現状

○現下の社会・経済情勢の下、派遣・請負等の不安定な雇用形態にある外国人労働者の解雇・雇止めが相次ぎ、集住地域のハローワークに多数の方が訪れる等の動きが見られる。

※ 集住地域の拠点ハローワークにおける新規外国人求職者 平成20年11月～平成21年1月 9,296人（前年同期の約11倍）

○これに伴い、定住外国人等の子どもについて、授業料の支払いが困難となる等就学が困難な状況になりつつある。

施策の概要

(1) 翻訳・相談員の増配置など機動的な相談・支援機能の強化

※ 日系人集住地域のハローワークを中心に地元市町村と連携した母国語による相談窓口の立上げ、外国人専門の相談・援助センターの設置による通訳を介したきめ細やかな職業相談の実施

(2) 我が国で引き続き就労することを希望する日系人に対する日本語能力を含む就労準備研修の実施

(3) 定住外国人の子どもに対する日本語指導等を通じた就学支援

定住外国人の子どもへの日本語指導、適応・就学指導等を実施。

(4) 帰国を希望する日系人難聴者に対する家族を含む帰国支援の実施

帰国を希望する日系人に対し、帰国情費として本人1人当たり30万円、扶養家族については、1人当たり20万円を支給（雇用保険受給期間中については一定額を上積み）

(5) 外国人研修生・技能実習生に対する帰国支援の実施

企業の倒産等により帰国情費の支払いを受けられない外国人研修生・技能実習生について、帰国情費の立替払を実施。

7

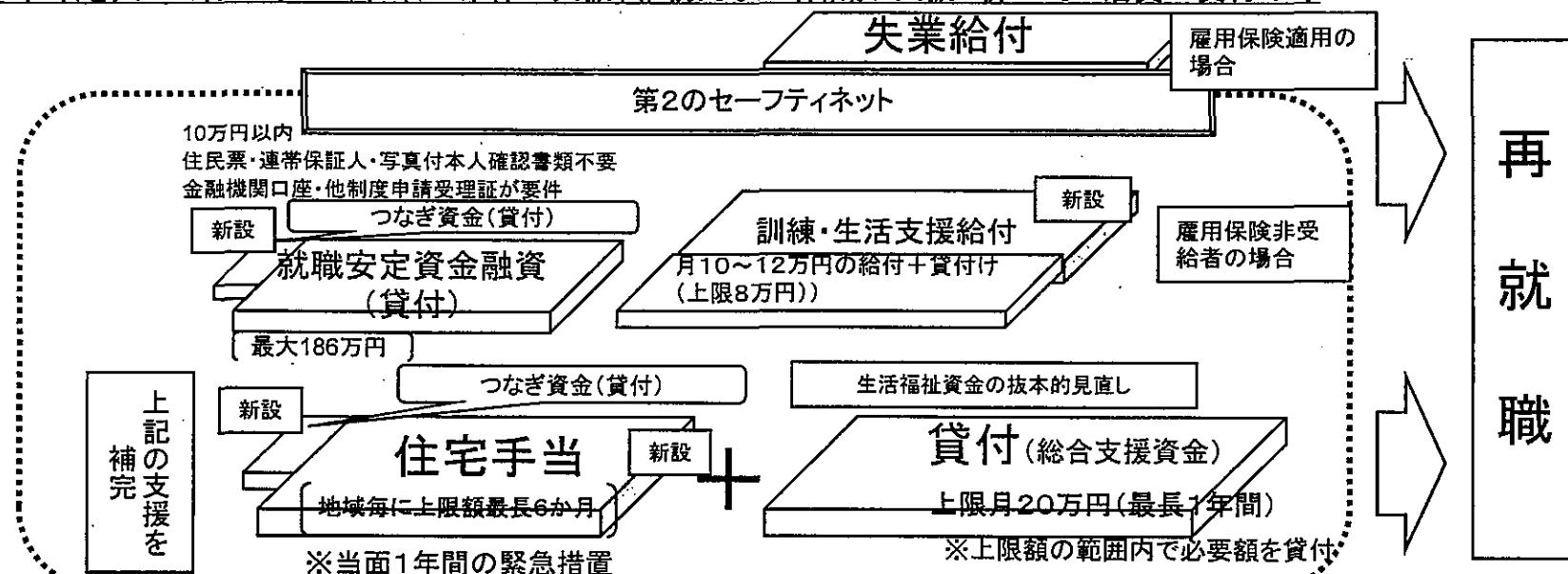
住宅・生活支援等

現状

- 雇用情勢が急速に悪化する中で、雇い止めに伴い、住宅を喪失する非正規労働者が生じていることから、「生活防衛のための緊急対策」(平成20年12月19日)において、住宅の継続使用、住宅・生活支援の資金貸付、雇用促進住宅の活用等を行ってきたところ。
- 住居の状況については、昨年10月から本年3月までに雇止めとなり、住居状況について確認できた方(99,159人)の中で、3,216人(3.2%)が住居を喪失している等、引き続き、住宅・生活の支援が必要な状況にある。

施策の概要

(1)雇用と住居を失った者に対して、住居の確保の支援、継続的な生活相談・支援と併せた生活費の貸付け等



- (2)ホームレス対策事業の拡充を図るため、既存建築物の借上げ方式による緊急一時宿泊施設の増設等を推進
自治体による旅館、空き社員寮等の借上げを支援 (10/10補助<当面1年間>)

2. 健康長寿・子育て③

～子育て・教育支援～

現状

- 厳しい経済・雇用情勢の下において、待機児童の増加をはじめとする、子ども・子育て家庭を取り巻く環境が変化

(参考)平成20年4月1日現在、待機児童約2万人

- がん検診の重要性に対する認識の不足、女性特有のがんによる死亡者数の増加、女性特有の健康支援ニーズの顕在化

(参考)子宮頸がんによる死者数:2,441人 乳がんによる死者数:11,323人(平成19年 人口動態統計)

- また、景気悪化に伴う、授業料の支払いが困難な学生等の増加、就職内定取消しなど学生の雇用の不安定化

(参考1)私立大学の授業料減免等に対する私学助成による支援

補助対象学生数 平成18年度:20,334人 → 19年度:21,110人 → 20年度:22,794人

(参考2)大学等の学生の就職内定取消しの状況(平成21年3月1日現在)

内定取消しを受けた学生数:1,155人(うち、就職活動中の者:357人、留年予定の者:126人)

内定辞退の示唆などの連絡を受けた学生(1,052人)のうち内定を辞退した学生数:496人

施策の概要

- 不況下の子育て世代支援(現下の不況下で、全体の個人所得が減少しつつあることに鑑み、臨時異例の措置である子育て応援特別手当(3歳から5歳、年3.6万円)を、平成21年度に限り、第一子まで拡大して実施)

- 安心こども基金の拡充による地域における子育て支援の拡充やひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充等

・新待機児童ゼロ作戦の集中的実施による保育サービス等の充実(保育の広域的な利用の促進、賃借物件の対象拡大、保育所の耐震整備等)

・地域子育て支援の充実等(地域の子育て力をはぐくむ取組等の拡充)

・母子家庭等への資格習得支援、在宅就業支援等

・児童養護施設等の生活環境改善、退所児童の生活・就業支援等

- 女性特有のがん対策の推進

・一定の年齢に達した女性に対し、検診手帳を交付するとともに、子宮頸がん及び乳がんの検診の無料クーポン

・女性の健康支援の拡充

- ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充

○教育費負担への支援(経済情勢の悪化により修学が困難な学生・生徒に対する授業料減免 奨学金事業等への緊急支援等)

- 内定取消し問題に対応した大学等の相談体制の充実等、就職支援の強化

施策の効果

- 平成29年度末までに保育サービス利用率(3歳未満児)を20%→38%にUP

○雇用創出効果20万人程度(今後10年間)

○教育費負担への支援により、学生・生徒達が安心して学べる環境に

<子育て支援①>

II. 2-8

①保育サービス等の充実

<目的> 希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができるよう、新待機児童ゼロ作戦の集中実施
→平成29年度末までに保育サービス利用率(3歳未満児)を20%から38%にUP

<具体的な取組>

- ①都市部における待機児童解消 ……保育所賃借物件の対象拡大、広域的保育所利用事業
- ②保育所の耐震化整備費の補助 ……私立保育所の耐震化整備費の補助
- ③家庭的保育(保育ママ)事業の促進 ……自宅以外で実施する場合の賃借料補助
- ④保育サービス拡大に伴う保育士確保 ……研修後の再就職支援コーディネーターを全都道府県に配置

②すべての子ども・家庭への支援

<目的> 地域の創意工夫により地域の子育て力をはぐくみ、子育てにかかわる人材の育成、コミュニティの活性化を図るために、自治体、地域住民、町内会、NPO、ボランティア、商店街、企業等の行う地域子育て支援活動の立ち上げなどを支援する。

<具体的な取組>

- (ソフト事業取組例)
 - 地域子育て支援を行うNPO等の活動の立ち上げ支援
 - 家庭支援スタッフ訪問事業
 - 放課後こどもプラン連携促進事業
 - 病児・病後児保育の実施促進
 - ファミリー・サポート・センターの広域実施及び病児・病後児預かり実施促進
 - 妊娠出産前支援事業(妊婦等支援教室、家庭訪問)
- (改修等事業)
 - 賃貸料補助等による地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ等の拡大支援



40

<子育て支援②>

II. 2-9

③ひとり親家庭等対策の強化

職業訓練等による資格・技能の取得支援

- 高等技能訓練の受講時における給付の充実
 - ・支給額の引き上げ(現行:月額103,000円)
 - ・修業期間全期間にわたる支給を行う仕組みを一定期間設ける(現行:修業期間の後半の1/2)
- 母子家庭等修業・自立支援センターにおいて託児サービスを提供(母子家庭等就業・自立支援センター 103か所)

職業紹介等を行う企業等による母子家庭等の就業支援

- 職業紹介等を行っている企業等に委託して、相談支援、就職活動支援、職場開拓等を行う

母子寡婦福祉賃貸金の拡充

- 知識技能の習得や生活に要する費用、子どもの就学に要する費用等について貸付けを実施
 - ・貸付利率の引下げ
 - ・貸付条件の緩和

④社会的養護の充実

児童養護施設の退所者等に対する就業支援

- 職業紹介等を行う企業等による就業支援

環境改善

- 簡易な改修工事・設備整備・備品設置に対する補助
- 賃貸・改修等の補助

施設等職員の資質向上

- 施設等職員の研修にかかる経費の補助
 - ・短期研修 研修受講者:年間約2,000人
 - ・長期研修 研修受講者:年間約1,000人

41

<女性特有のがん対策>

II. 2-10

①女性特有のがん検診推進事業

<目的> 女性特有のがんについては、早期発見されれば完治する可能性が高いことから、検診の受診率向上により、死亡者数の減少を図る

<具体的な取組>

- ・一定の年齢に達した女性に対し、検診手帳を交付するとともに、子宮頸がん及び乳がん検診の無料クーポンを配布
- ・子宮頸がんについては20歳、25歳、30歳、35歳及び40歳、乳がんについては40歳、45歳、50歳、55歳及び60歳の女性を対象とする

②女性の健康支援対策事業の拡充

<目的> 女性特有の子宮頸がん、乳がんの予防をはじめ、女性の健康づくり対策を一層推進するための効果的な事業展開手法について検証する取組の実施箇所数を拡充する

<具体的な取組>

- ・女性特有の健康課題(例えば子宮頸がん、乳がん等)について、地域における実態調査や健康相談等の実施及び実施した事業の評価を都道府県等へ委託する

事業例

- ①事業実施のための企画・評価検討会
- ②地域における女性の健康に関する実態調査
- ③自らが行う健康管理のための情報面での支援
- ④若年女性のための健康教育パッケージ実施
- ⑤若年期、更年期などの女性を対象とした健康相談
- ⑥支援要員への研修
- ⑦がん予防の取組と連携した事業展開



平成21年度厚生労働省補正予算（案）の概要

計：4兆6,718億円

[一般会計：3兆4,151億円]

特別会計：1兆2,567億円]

第1 緊急雇用対策

1 雇用調整助成金の拡充等	6,066億円
2 再就職支援・能力開発対策の推進	7,416億円
3 緊急雇用創出事業の拡充	3,000億円
4 内定取消し問題、外国人労働問題等への適切な対応	106億円
5 失業等給付費等の確保	6,836億円
6 住宅・生活支援等	1,704億円

2兆5,128億円

第2 地域医療・医療新技術

1 地域医療の再生に向けた総合的な対策	3,100億円
2 医療機関の機能、設備強化等	2,096億円
3 革新的な医薬品や医療機器の開発支援、審査体制の強化	917億円
4 新型インフルエンザワクチンの開発・生産体制の強化	1,279億円
5 レセプトオンライン化への対応	291億円

7,684億円

第3 介護職員の待遇改善・介護拠点整備

1 介護職員の待遇改善	3,975億円
2 介護基盤の緊急整備等	3,294億円
3 福祉・介護人材の資格取得等のキャリアアップ支援等	98億円
4 社会福祉施設等の耐震化等	1,068億円

8,443億円

第4 子育て支援

1 子育て応援特別手当の拡充	1,254億円
2 地域における子育て支援の拡充等	1,510億円
3 ひとり親家庭の支援、社会的養護等	24億円
4 特定不妊治療への支援	

2,788億円

第5 安全・安心のための施策の推進

1 がん対策の推進	237億円
2 難病患者に対する支援	29億円
3 年金記録問題の解決の促進	519億円
4 障害者の自立支援対策の推進	1,579億円
5 高齢者医療の安定的な運営の確保等	156億円
6 生活衛生関係営業者の支援	1.6億円
7 地上デジタル放送への対応	117億円
8 検疫所及び水道施設の機能、設備強化	79億円
9 社会保障カード（仮称）の実施に向けた環境整備	71億円

2,788億円

【※ 一部重複計上があるため、それぞれの項目の合計と合計額は一致しない。】

第1 緊急雇用対策

2兆5, 128億円

1 雇用調整助成金の拡充等

6, 066億円

企業の休業・教育訓練・出向による雇用維持の取組を支援するため、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金について、解雇等を行わない場合の助成率の上乗せ(4／5→9／10(大企業2／3→3／4))、残業を大幅に削減し、解雇等を行わない場合の助成(30万円～45万円(大企業20万円～30万円))に加え、大企業に対する教育訓練費の引上げ、1年間の支給限度日数の撤廃などを行う。

2 再就職支援・能力開発対策の推進

7, 416億円

(1) 「緊急人材育成・就職支援基金(仮称)」の創設による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援

7, 000億円

- ・雇用保険を受給していない者の再就職を促進するため、職業訓練を抜本的に拡充するとともに、訓練期間中の生活保障のため、「訓練・生活支援給付(仮称)」の支給(単身者：月10万円、扶養家族を有する者：月12万円)及び貸付け(それぞれ上限月5万円、月8万円)を行う。併せて、訓練の受入枠の確保等を図るため人材育成機関への支援を実施する。
- ・中小企業等の人材ニーズを踏まえ、新規成長・雇用吸収分野等において、十分な技能・経験を有しない求職者への実習雇用・雇入れの支援を実施する。
- ・介護、ものづくり分野などについて、事業主団体等と連携した職場体験や職場見学を実施する。
- ・長期失業者や住宅を喪失し就職活動が困難となっている者について、民間職業紹介事業者への委託による再就職支援、住居・生活支援を実施する。

(2) 職業能力開発支援の拡充・強化

145億円

雇用型訓練を実施する企業への助成制度の拡充(中小企業の助成率を3／4→4／5等)など、職業能力形成機会に恵まれない労働者への職業訓練に対する支援を充実させる。

また、民間教育訓練機関等を活用した離職者訓練を拡充するとともに、母子家庭の母等子どもの保育を必要とする者が職業訓練を受ける際の託児サービスを提供する。

さらに、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金を活用して休業中の労働者に教育訓練を実施する事業主に対して、訓練計画の策定、実施機関の情報提供、訓練実施のコーディネート等の支援を行う。

(3) 障害者の雇用対策

5. 5億円

障害者に関する雇用調整助成金の助成率の引上げ(4／5→9／10(大企業2／3→3／4))、障害者が公的機関で一般雇用に向けた就労経験を積む「チャレンジ雇用」の拡大、ハローワークの障害者専門支援員の増員等を実施する。